

## 第 4 2 号議案

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決  
処分について

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専決  
処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志



八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決  
処分書

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承のもと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例

八王子市都市計画税条例（昭和31年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 附 則<br>1～13 （略）<br>14 法附則第15条第1項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、 <b>第31項</b> 若しくは <b>第42項</b> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。<br><br>(税率の特例)<br>15 （略） | 附 則<br>1～13 （略）<br>14 法附則第15条第1項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、 <b>第32項</b> 若しくは <b>第45項</b> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。<br><br>(税率の特例)<br>15 （略） |

附 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税に

については、なお従前の例による。